

# 第 1 問 解 答<1>

(監 査 論)

## 問題 1

企業活動の国際化，多角化及び連結対象会社の増加により，監査人の監査範囲は拡大しているにもかかわらず，監査に費やすことのできる時間と費用は比例して増加せず，極めて限定されている。また，財務諸表を監査するに当たっては，会計又は監査以外の分野における専門知識が必要な場合もある。このように，現在の財務諸表監査においては，監査意見の最終的な責任は監査人が負うが，監査人だけで自己の意見を形成するに足る基礎を得ることは困難な状況もある。よって，他の監査人等の作業結果を利用することは，効果的かつ効率的な監査を実施するうえで必要な場合もあるので，監査基準の実施基準において「他の監査人等の利用」という項目が設けられている。

## 問題 2

### 問 1

他の監査人を利用する場合には，監査人自らが品質管理を遵守するだけでなく，他の監査人も品質管理を遵守しなければ，監査全体の品質を合理的に確保できない。そのため，監査人は，他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性を勘案する意義がある。

### 問 2

専門業務を実施できるだけの能力を専門家が具備していない場合や，専門家の客観的な判断を阻害する要因がある場合には，当該専門家の業務を利用しても十分かつ適切な監査証拠を入手できない。そのため，監査人は，専門家としての能力及びその業務の客観性を評価する意義がある。

第 1 問 解 答<2>  
(監 査 論)

問 3

専門家としての能力やその業務の客観性に問題がないと評価された場合であっても、監査の進捗に伴い又は状況の変化により、当該専門家の業務を利用できないと判断する場合もあるため、設問の手続を行う場合がある。

問 4

内部監査機能の目的は、多岐にわたり様々なものがある。また、内部監査機能は、監査人に求められるような能力や企業からの独立性はない。そのため、監査人は、当該評価に当たって、上記の特徴を重視しなければならない。

問題 3

監査人は、他の監査人等を利用した場合においても、自らの判断で監査意見を表明するため、他の監査人等の作業を利用した旨を監査報告書に記載しても、自らの責任が限定されないため無意味である。

また、責任分担が認められない我が国において、監査報告書に他の監査人等の作業を利用した旨を記載した場合、他の監査人等との責任分担が認められている、又は除外事項である等の誤解を利害関係者に与える虞がある。

そのため、監査人は、原則として、当該事項を監査報告書に記載しない。

## 第2問 解答<1> (監査論)

### 問題 1

A社は、甲社にとっては創業当初からの安定的な得意先であり、毎月の売上高も110百万円から130百万円の間で安定的に発生しているため、固有リスクは低いと考えられる。また、販売プロセスに関する内部統制は有効に運用されているため、統制リスクも低いと考えられる。そのため、A社に対する売掛金の実在性については、重要な虚偽表示リスクは低いと考えられる。

さらに、A社の売掛金の回収期間は1ヶ月であるため、4月の入金状況を確認することにより、3月末の売掛金の実在性に関する証明力の強い監査証拠を入手できる。

そのため、証明力の強い監査証拠を入手できる確認状の送付を行わなくても、十分かつ適切な監査証拠を入手できると判断したと考えられる。

### 問題 2

B社に対する売掛金は、12月の売上に対応する売掛金のうち160百万円、1月及び2月の売上に対応する売掛金の全額が回収できていない。その結果、3月において、B社との商品取引を停止したものと推察される。そのため、監査人は、B社に対する売掛金の評価の妥当性について、重要な虚偽表示リスクが高いと判断し、当該監査要点について特に留意する必要がある。

ここで、監査人は、貸倒引当金の合理性を判断するため、まずは、売掛金が回収できていない理由について会社の担当者に質問する。また、回収条件に変更がないことを確かめるために、B社との契約書を閲覧したり、決算日後に回収できているかを確かめるために、決算日後の入金状況を確認する。さらに、B社の財政状態を確認するために、B社の貸借対照表を閲覧する。

## 第2問 解答<2> (監査論)

### 問題 3

甲社が扱う製品の需給関係及び価格は安定しており、需要の重要な季節的変動はない。しかし、C社に対する3月の売上は、他の月に比べて100百万円以上も多額に計上されている。そのため、監査人は、C社に対する売上高の発生、期間帰属及び売掛金の実在性について、重要な虚偽表示リスクが高いと判断し、当該監査要点について特に留意する必要がある。

ここで、監査人は、売上高の発生、期間帰属及び売掛金の実在性を判断するために、C社に対して確認を行う。また、C社の売上が3月に増加している理由について会社の担当者に質問する。さらに、4月以降に返品されていないか、4月の売上を3月に前倒しで計上していないか、3月売上分が4月に入金されているかなどを確かめるため、証憑書類を閲覧する。

### 問題 4

D社は、甲社の創業者一族が100%出資している会社であるため、甲社の関連当事者に該当する。また、甲社は電子部品製造業であるが、D社は不動産販売業を営む会社であるので、D社への売上取引は甲社の通常取引過程から外れた取引である。さらに、D社への売上がない場合には予想売上高を達成できないので、D社への売上取引は質的重要性が高い取引である。そのため、監査人は、D社への売上取引について、特別な検討を必要とするリスクがあると判断したと考えられる。よって、監査人は、当該取引が不正な財務報告を目的として行われていないか、つまり事業上の合理性を確かめるために、D社との契約書を閲覧するなど、当該特別な検討を必要とするリスクに対応する監査手続を含んだ、監査計画に修正したと考えられる。